

滋 監 第 3 2 6 号

平成30年(2018年)3月28日

各建設業団体の長 様

滋賀県土木交通部監理課長  
(公印省略)

滋賀県土木設計業務等委託契約書等の一部改正について (通知)

平素は、本県の土木交通行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

下記のとおり滋賀県土木設計業務等委託契約書等の一部改正しましたので通知します。

つきましては、貴団体会員様への周知について、よろしくお願いいたします。

記

1. 滋賀県土木設計業務等委託契約書等の改正

○改正概要

債務負担を積極的に活用するため、土木設計業務等委託契約書、建築設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)に「部分払」の条項を加えることとします。併せて、債務負担行為に基づき、各会計年度において前払金を支払う場合の規定を加えることとします。

○改正する約款等

- ・ 滋賀県土木設計業務等委託契約書
- ・ 滋賀県建築設計業務委託契約書

○改正内容については滋賀県ホームページにてご確認ください。

[ホーム](#) > [県政情報](#) > [入札・公有財産・広告](#) > [入札関連情報](#) > [公共工事入札情報](#) > [建設工事等の要綱等](#)

2. 部分払の条件等

部分払の対象は下記の要件をすべて満たす業務委託とする。

- ・ 当初請負代金額が200万円以上であること。
- ・ 債務負担行為に係るもの(委託期間が複数年度にまたがるもの)であること。
- ・ 出来形検査ができる業務委託であること。

3. 適用対象

平成 30 年 4 月 1 日以降に公告する業務委託から適用します。

【お問い合わせ】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県 土木交通部 監理課

審査契約係 川原・片桐 (内線 4116)

TEL 077-528-4116 FAX 077-524-0943

E-mail ha0002@pref.shiga.lg.jp